令和８年３月１１日宣告　秋田地方裁判所刑事部判決

令和７年（わ）第１３号　危険運転致死、道路交通法違反被告事件

主　　文

被告人を懲役１０年に処する。

未決勾留日数中１８０日をその刑に算入する。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人は

第１　令和７年２月９日午前１時５５分頃、普通乗用自動車を運転し、秋田県北秋田市a町b番c号付近道路を同市d方面から同市e方面に向かい進行するに当たり、運転開始前に飲んだ酒の影響により、運転操作が困難な状態で同車を運転し、もってアルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたことにより、その頃、同所先道路を時速約４０ないし５５キロメートルで進行中、折から進路左前方を自車と同一方向に進行中のＢ（当時５６歳）運転の自転車後部に自車左前部を衝突させて、同人の後頭部を自車左ピラー部に衝突させるなどして同人を路上に転落させ、よって、同人に多発外傷の傷害を負わせ、同日午前３時頃、同市f字ghi番地jＣ病院において、同人を前記傷害に基づく失血により死亡させた

第２　同日午前１時５５分頃、前記道路において、前記普通乗用自動車を運転中、前記のとおり、前記Ｂに傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、その頃から同日午前２時１分頃、同所において、直ちに車両の運転を停止して同人を救護する等必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった

ものである。

（争点に対する判断）

第１　争点

本件において、被告人が飲酒後に自動車を運転し、公訴事実記載の日時場所で被害者を死亡させる交通事故を起こしたこと（以下「本件事故」という。）に争いはない。本件の争点は、本件事故当時、被告人がアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識していたか（故意の有無）である。

検察官は、被告人の飲酒量及び酩酊状況、事故前の運転状況等を踏まえれば、被告人は、本件事故当時、アルコールの影響により正常な運転が困難である事実又はそれを基礎づける事実を認識していたと認められる旨主張する。これに対し、弁護人は、被告人は、本件事故現場の手前６０メートルより前のいずれかの地点で突然仮睡状態に陥ったもので、それまでは正常に運転していたのであるから、被告人がアルコールの影響により正常な運転が困難である事実又はそれを基礎づける事実を認識していたとは認められないと主張する。

第２　本件事故直前の被告人の状態について

１　本件事故の態様

本件事故当時の被告人車両からの視認状況等に関する再現実験の結果（甲１２０）及び同実験に立ち会った警察官である証人Ｄ（以下「Ｄ証人」という。）の証言によれば、被告人は、被害者に衝突した地点（公訴事実記載の場所。以下「本件事故現場」という。）の約１５０メートル手前を走行していた時点で、被害者が着用していた反射ベストによる反射光が一定の方向に動いていることを認識でき、さらにその先の交差点（北秋田市k町l番、同m番、同市n町o番、同p番の各区画を区切る交差点。以下「Ａ交差点」という。）を通過する時点では、前記の動く反射光が人影であることを十分認識できたというべきである（なお、検察官は、再現実験において仮想被害者を約３５０メートル手前の地点で認識できた旨のＤ証人の証言等を基に、被告人が本件事故現場の約３５０メートル以上手前から被害者を発見できたと主張するが、仮想被害者の服装や同人が本件事故現場付近を走行していること等を把握して再現実験に臨んだＤ

証人が、肉眼で約３５０メートル以上手前から仮想被害者を発見できたとしても、そのことから直ちに本件事故当時の被告人が同様に被害者を発見できたとは推認できない上、再現実験の映像上も本件事故現場の約３５０メートル以上手前から被害者を発見できたとは認められないから、検察官の前記主張は採用できない。)。

そして、本件事故現場とＡ交差点の距離や、本件事故当時被告人車両が時速約４０ないし５５キロメートルの速度で走行していたことからすると、被告人が本件事故現場の約１５０メートル手前で前記反射光を認識して注視し、Ａ交差点付近でそれが人影であると認識していれば、被害者との衝突を回避するための運転をすることは十分可能であったはずであり、それに向けたハンドル・ブレーキ等の操作をすることが当然であったと考えられるところ、被告人はそうした運転操作をせず、被害者を認識しないまま同人の自転車と衝突しているから、遅くともＡ交差点付近を走行している時点から本件事故時点に至るまで、前方を注視して運転することが困難な状態であったと認められる。

２　本件事故前の被告人の酩酊状況等

⑴　本件事故前の被告人の飲酒量、アルコール保有状況

被告人の飲酒状況に関する捜査報告書（甲１１８）及び被告人の公判供述によれば、被告人は運転開始までに、約８時間にわたり、少なくとも、ビール１杯、日本酒を５名で２合、緑茶ハイ４杯（又は焼酎の緑茶割り２杯及び緑茶ハイ２杯)、シャンパン１杯及びレモンサワー１杯を飲み、本件事故当時は、呼気１リットル中約０．４４５から０．５５３ミリグラムという相当高濃度のアルコールを身体に保有する状態であったと認められる。そして、被告人は、普段の飲酒量について、多い時で３５０ミリリットルの缶ビール２本とレモンサワー２、３杯を飲んでいたと供述するところ（同供述の信用性を疑わせる事情は見当たらない。)、本件事故当日の飲酒量は被告人の普段の飲酒量を明らかに上回るものであったと認められる。

⑵　本件事故前の被告人の様子

ア　関係各証拠によれば、被告人は、事故当日、居酒屋やスナック等の飲食店４軒で飲酒し、証人Ｅ（以下「Ｅ証人」という。）らとともにＦ（以下「本件ラーメン店」という。）でラーメンを食べた後、一度はＥ証人の妻の運転する車に乗って被告人の実家へと帰宅したが、帰宅後間もなくして再び実家から徒歩で本件ラーメン店に向かい、入店したと認められる。本件ラーメン店の店主である証人Ｇ（以下「Ｇ証人」という。）は、被告人が２回目に来店した際の様子について、①１回目の来店時より顔が赤く、②店に滞在している間は眠そうな目つきをしており、③話す声は聞き取りづらかったなどと証言し、また、被告人が店を出る際の様子については、④足元がふらついており、⑤店の自動ドアに左肩をぶつけていたなどと証言した。

Ｇ証人に虚偽の供述をする動機は見当たらない上、被告人が本件ラーメン店を２回目に訪れた際に店内にいた客は１０人程度であって、Ｇ証人は店主として被告人を含む客の各人の動静に一定程度注意を払っていたと考えられるから、被告人の様子に関するＧ証人の前記①ないし⑤の証言は基本的に信用できる。なお、弁護人は、Ｇ証人が本件事故後の警察官による事情聴取の際には前記⑤について供述していなかったことを指摘し、前記⑤に関するＧ証人の証言内容は信用できないと主張するが、捜査の初期段階の事情聴取においては店内での被告人の様子の仔細まで聴取が及ばなかったとしても必ずしも不自然とはいえないから、弁護人の指摘する事情によってもＧ証人の証言の信用性は動揺しない。

そして、Ｇ証人が証言した被告人の様子のうち、前記②、④及び⑤によれば、被告人が本件ラーメン店を退店する時点で、被告人は身体能力がやや低下する程度には酒に酔っていたと認められる（なお、前記①については２月の深夜に屋外を歩いてきた被告人が寒さで顔を上気させてい

た等の可能性を否定できず、前記③については店内が騒がしかったことや、被告人の滑舌が悪かったことによる可能性も想定できるから、酔いの程度を推認する事情とは見ない。)。

イ　防犯カメラ映像（甲１１９）及び被告人の供述によれば、被告人は、事件前日の夕方に本件事故現場から約１４キロメートル離れた自宅から本件事故現場近くの飲食店街まで自動車で来て、H組合Ｉ支店の駐車場（以下「H組合駐車場」という。）に車を停めたが、４軒目のスナックでの会計前（午後１１時２７分頃）に同所からＪＫ店（以下「コンビニ駐車場」という。）まで自ら車を運転して移動させたと認められる。しかし、被告人を実家まで送っていったＥ証人は、その車内で被告人がH組合駐車場に自分の車を停めている旨述べていたと証言しており、また、被告人は、再度訪れた本件ラーメン店を退店した際に、コンビニ駐車場に車を移動させたことを忘れてまずH組合駐車場に車を取りに行った旨供述している。Ｅ証人の前記証言と被告人の前記供述は互いに整合し、信用できるところ、これらの各供述からは、被告人が酒席の途中で自分で車を移動させたにもかかわらず、数十分後には既にそのことを忘れ、実際にH組合駐車場まで車を取りに行って同所に車がないことを認識するまで思い出さなかったと認められ、かかる経緯から、被告人は、遅くとも運転を開始する時点までに、記憶力が低下する程度には酒に酔っていたと推認できる。

３　本件事故前の被告人の運転状況

⑴　周辺道路の防犯カメラ映像（甲１１９）等及び被告人の供述によれば、被告人は、コンビニ駐車場から車を発進させた後、次のとおり車を走行させたと認められる。すなわち、まず、H組合駐車場脇から大通りに出て右折し、Ｌ町入口交差点を東進した後、MN店前の交差点をＵターンした。そのまま同じ大通りを西進し、Ｌ町入口交差点を通過後、本件事故現場付

近のＯ整形外科を左折し、ＪＫ店等を回って再びH組合駐車場の脇から大通りに出て右折した。そして再び東進して、Ｌ町入口交差点を通過し、ＭＮ店前の交差点で２回目のＵターンをした。その後再び大通りを西進し、Ｌ町入口交差点を通過後、本件事故現場まで自車を走行させ、被害者に衝突した。

⑵　前記⑴のとおり、被告人はH組合駐車場前を通る大通りを何度も走行する中でＭＮ店前の交差点を２回Ｕターンし、Ｌ町入口交差点を計４回も通過している。被告人は事件当日は実家に帰る予定であるとＥ証人に述べ、実際に同人により実家に送られていたのであり、また、被告人の説明によれば、前記大通りを通って被告人の実家に帰るにはＬ町入口交差点を右折する必要があるというのであるから（この説明は実家との位置関係に符合しており信用できる。）、前記走行経路については、被告人は、実家に帰ろうとH組合駐車場脇から大通りに出て右折したものの、Ｌ町入口交差点を右折できずに通過し（１回目）、そのことに気付いてＭＮ店前の交差点をＵターンして引き返したが、今度はＬ町入口交差点を左折できずに通過し（２回目）、再び通過したことに気付いてＪＫ店等を回って大通りに戻るも、またしてもＬ町入口交差点を右折できずに通過し（３回目）、再度そのことに気付きＭＮ店前の交差点で２回目のＵターンをして引き返したが、このときもＬ町入口交差点を左折できずに通過して（４回目）、そのまま本件事故に至ったと推認できる。

そして、被告人が運転開始直前まで滞在していた本件ラーメン店で眠そうな様子であったこと（前記２⑵）、被告人が本件事故前日の晩は授乳のために午前０時と午前３時に一時起床し、その後午前６時に起きて仮眠をとらずに本件事故時点まで活動し続けていたこと（この点につき被告人の供述の信用性を疑わせる事情は見当たらない。）、被告人が運転を開始したのが午前１時４８分頃という深夜であったこと（甲１１９）等を考え併せると、被告人

は運転開始後、一時的な仮睡状態（いわゆる居眠り）又は眠気で意識が朦朧とする状態に頻繁に陥っており、そのために走行場所を正しく把握し、左折又は右折すべき地点でその運転操作ができていなかったものと認められる。

⑶　これに対し、被告人は、車をコンビニ駐車場から発進した後、１回目のＵターンをし、ＪＫ店等を回って大通りに戻るまでの間は実家に帰るか自宅に帰るかを決めかねていたためにこのような走行経路になったにすぎず、その後自宅に帰ると決めた後もルートを途中で変更した関係で２回目のＵターンをしたにすぎない旨説明している。しかし、被告人の実家と自宅とでは方向もルートも異なるにもかかわらず、どちらに帰るかを迷いながら車を発進させ、２回のＵターンまでしながら走行させ続けていたという行動自体不可解と言わざるを得ない。また、被告人はＥ証人に実家まで送ってもらった後、妻に実家に帰宅した旨連絡したと供述している（同供述の信用性を疑わせる事情は見当たらない。）ところ、実家と自宅のどちらに帰るかを迷い、最終的に自宅に帰ることに決めたという被告人の供述は、かかる自身の行動とも矛盾する。加えて、被告人は、捜査段階の取調べではこのような走行経路になった理由が自分でも分からないと述べていたところ、そのように述べた理由について合理的に説明できていない。

そうすると、このような走行経路になった理由について、被告人の前記供述を信用することはできない。

⑷　また、被告人は、本件事故直前、Ｌ町入口交差点を４回目に通過した際、被告人車両を対向車線側に膨らんで走行させていたところ（弁護人の指摘を踏まえても、この限度での認定は可能である。）、かかる運転状況についても、前記⑴、⑵の運転状況と併せ考えれば、被告人が一時的な仮睡状態又は眠気で意識が朦朧とする状態に陥っていたことによるものと認めるのが相当である。

４　以上によれば、被告人は運転を開始して間もなく、アルコールの影響もあっ

て（このような場合も、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律２条１号に規定する「アルコール又は薬物の影響により」という文言に該当すると解される。）、一時的な仮睡状態又は眠気で意識が朦朧とする状態に頻繁に陥り、何度か一時的に覚醒してＵターンや大通りへの復帰等の運転操作を行うものの、強い眠気に抗えず、前述の運転を開始して間もなくの時点から本件事故時点まで、前方注視及び運転操作が困難な状態、すなわち正常な運転が困難な状態であったと認めるのが相当である。

第３　被告人の認識について

本件事故前の飲酒状況や酩酊状況（前記第２の２）は、被告人本人も当然に認識していた事実である。とりわけ、本件ラーメン店を退店した後、コンビニ駐車場に車を移動させたことを忘れてH組合駐車場に車を取りに行き、同所に車がないことを確認した時点で、被告人は自身が相当酒に酔っていることを明確に認識するに至ったと認められる。さらに、被告人は、Ｌ町入口交差点等の右左折すべき地点を通過してしまったことに気付いたからこそＵターンや大通りへの復帰等の運転操作をしてその地点に戻ったものと考えられ、しかもこれを短時間のうちに幾度も繰り返している。また、対向車線側に膨らんですぐ元の車線に戻ったことも走行位置の異常を把握した結果とみるべきである。自らこのような運転操作をしていた被告人としては、本件事故前に一時的な仮睡状態又は眠気で意識が朦朧とする状態に頻繁に陥っていた等の自身の心身の状態（前記第２の３）についても、十分に認識していたと認められる。

これらの状況や自身の状態を認識していた以上、被告人は、本件事故当時、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識していたと認めることができる。

（なお、検察官は、㋐Ｄ証人が被告人を送る車中で、自分の車を取りに行くのは翌日にするよう忠告したこと、㋑被告人が本件事故直後に被害者の自転車のかごを持ち去るなどしたこと等も被告人の認識を裏付ける事情として挙げるも

のの、車内の状況等から被告人が前記の発言を認識していなかった可能性が排除できないこと（㋐）、飲酒運転の認識がどうであれ狼狽して証拠隠滅的な行動に出る可能性はあること（㋑）等を勘案すると、所論の根拠とすることは困難である。しかし、この２点を除外しても、前記の結論は左右されない。）

第４　結論

以上によれば、判示第１のとおり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律２条１号に係る危険運転致死の事実が認められる。

（量刑の理由）

１　被告人は、長時間にわたり複数の飲食店で普段の飲酒量を大きく上回る量の飲酒をし、呼気１リットル中約０．４４５から０．５５３ミリグラムという高濃度のアルコールを身体に保有する状態で運転を開始し、一時的な仮睡状態又は眠気で意識が朦朧とする状態に繰り返し陥った後も運転を継続して時速約４０ないし５５キロメートルで進行し、その挙句、正常な状態であればＡ交差点通過時点で十分認識可能であった被害者にも気付くことなく、そのまま被害者の運転する自転車に自車を衝突させたものである。被告人のこのような運転行為の危険性は明らかで、本件犯行は相当に悪質である。交通事故に遭わないよう反射ベストを着用する等の対策をして新聞配達をしていた被害者にもとより落ち度はなく、突如として命を奪われた被害者の苦痛や無念は察するに余りある。結果は言うまでもなく重大であり、被害者の遺族が被告人に対する厳罰を求めるのも当然である。

そもそも本件ラーメン店から被告人の実家には徒歩で帰宅できる上、運転代行を利用することも可能であった以上、被告人が運転する必要性、緊急性は全くなかったのであり、同店で同席していた友人２名が運転代行を利用して帰途につくのを見送った被告人は当然そのことを認識していたはずであるから、被告人が運転に及んだ経緯、動機に酌むべき事情はない。被告人は、本件ラーメン店で既に眠気を感じていた上に、同店を退店後、コンビニ駐車場に車を移動させたことを忘れてH組合駐車場に車を取りに行き、同所に車がないことを確認した時点で、

自身が相当酒に酔っていることを明確に認識したにもかかわらず、身勝手な判断でその危険性を軽視して運転を開始した。さらに、被告人は、運転開始後、一時的な仮睡状態又は眠気で意識が朦朧とする状態に何度も陥っては、一時的に覚醒してＵターンや大通りへの復帰等の運転操作をして運転を継続したところ、何度も運転をやめる機会があったのに運転を継続した意思決定は強い非難に値する。

また、本件事故後、遅くとも本件事故現場に戻って被害者の人影を確認した時点で自分が人身事故を起こしたことを認識したにもかかわらず、被害者の救護も警察への申告もせず逃走した第２の犯行も看過できない。そればかりか被害者の遺留品を持ち出し、被告人の実家付近の水路に投棄した被告人の行動からは、被告人が自己保身しか頭になかったと見ざるを得ず、犯情は悪い。

２　以上によれば、被告人の刑事責任は重く、本件は、アルコールの影響による危険運転致死罪の事案のうち被害者が１名であるものの中では、比較的重い部類に属するというべきである。

３　そして、被告人は、本件事故を起こしたこと自体は認めて被害者及び遺族に対する謝罪の意を示し、反省の弁を述べてはいるものの、本件事故直前の運転状況について不合理な弁解を繰り返すなど、その具体的な供述態度等からは自己保身の考えに汲々とする姿勢がなおも見て取れ、自らが犯した罪に対する向き合い方としては不十分と言わざるを得ないこと等からすると、被告人が加入していた対人対物無制限補償の任意保険により遺族に対し将来相応の損害賠償がなされると見込まれること、被告人の母親が出廷し、出所後は被告人と同居する旨述べており、母親との同居が被告人にとって一定程度飲酒運転の抑止力になると期待できること等の被告人に有利な事情を考慮しても、被告人を主文の刑に処すのが相当と判断した。

（求刑－懲役１２年　弁護人の科刑意見－判示第１につき過失運転致死罪にとどまるとの前提で懲役４年）

令和８年３月１１日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長裁判官　　岡　田　龍　太　郎

裁判官　　仲　田　憲　史

裁判官　　川　畑　百　代